

議員提出議案第3号

那覇軍港における米軍の訓練に関する意見書

上記の議案を会議規則第14条第1項の規定により提出する。

令和4年3月28日

沖縄県議会議長 赤 嶺 昇 殿

提出者	仲 村 家 治	小 渡 良太郎
	新 垣 淑 豊	島 尻 忠 明
	仲 里 全 孝	新 垣 新
	下 地 康 教	石 原 朝 子
	西 銘 啓史郎	座 波 一
	大 浜 一 郎	呉 屋 宏
	花 城 大 輔	又 吉 清 義
	末 松 文 信	島 袋 大
	中 川 京 貴	照 屋 守 之
	仲 田 弘 毅	

理 由

那覇軍港における米軍の訓練について関係要路に要請するため。

那覇軍港における米軍の訓練に関する意見書

在沖米軍が令和4年2月8日から13日までの間、那覇港湾施設（以下「那覇軍港」という。）で訓練を実施した。米軍の説明によると、本訓練は「非戦闘員避難活動」訓練であり、戦闘訓練ではなく、非戦闘員を人道的活動として非戦闘地域へ避難輸送する訓練であった。

国民保護において、県知事は「武力攻撃から国民の生命、身体及び財産を保護し、国民生活等に及ぼす影響を最小にするための避難・救援・武力攻撃災害への対処等の措置」が責務として示されている。ロシアがウクライナに侵攻し、武力による権利の侵害に対する認識が各国で高まっている。台湾と国境を接し、尖閣諸島を行政区域として保有する沖縄県周辺では政治的に緊張が高まっていることから、決して他人事として考えるのではなく、国民保護を議会としても現実課題として受け止め、有事等に起因する県民保護等を真剣に考えなければならない。

ロシアがウクライナに侵攻することにより、軍事施設だけでなく民間施設から多くの一般人犠牲者が出たことから、県民の生命を保護するための集団避難は重要なことである。一度に大量の避難輸送は、航空機ではなく船舶でなければならないことから、非戦闘員の人道的避難訓練を輸送港である那覇港で行うことは、「船舶による人員避難輸送」という一連の流れから、港湾施設那覇軍港の主目的に沿うと容認せざるを得ない。

訓練では、那覇軍港に侵入する際も海上部から行うなど市街地上空を飛行しない配慮はされたが、突然の航空機による飛来や騒音などが近隣の住民に大きな影響を及ぼしたことは、誠に遺憾であり、米軍による訓練の通知は訓練前日であったため、県民に対する説明するいとまもなく、県民から航空機の騒音等に対する不安や不満の声が高まった。

沖縄県が制定する沖縄県国民保護計画では「県は、必要に応じ在沖米軍の協力を得て円滑に国民保護計画を実施するため、在沖米軍との連携体制の整備に努めるものとする。」とあるが、今回のような手法で訓練等が継続的に続くことについては、県民からの理解は得られにくい。

よって、本県議会は、下記の事項が速やかに実現されるよう強く要請する。

記

- 1 訓練の実施に当たっては、関係自治体を含めた調整及び通知を行うこと。
- 2 同様の訓練を行うに当たり、那覇軍港以外での訓練適地がないか調査すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年3月30日

沖 縄 県 議 会

衆 議 院 議 長	}	宛て
参 議 院 議 長		
内 閣 総 理 大 臣		
外 務 大 臣		
防 衛 大 臣		
内 閣 官 房 長 官		
沖縄及び北方対策担当大臣		